

計画の概要・改定の経緯

【概要】

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ひとり親家庭が、安定した就労と生活の下、子供を健全に育てることができるよう、都におけるひとり親支援の基本理念や、具体的方策を記載

【計画期間】

令和2年度から令和6年度までの5年間（第4期計画）

【改定の経緯】

平成13年3月 「東京都ひとり親家庭就労支援計画」策定
 平成17年4月 「東京都ひとり親家庭自立支援計画」策定
 平成22年4月 第2期計画策定
 平成27年3月 第3期計画策定

計画の理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

改定のポイント

- 1 **ひとり親家庭を支える「つながり」への支援**
働くひとり親が、相談しやすい相談の場や相談方法など、相談体制を拡充
- 2 **各家庭の特性・状況に応じた自立に向けての支援**
母子家庭・父子家庭の特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を推進
- 3 **子供の健全育成と将来の自立に向けた支援**
子供の将来が生まれ育った家庭の環境に左右されることのないよう、教育の機会の確保など、子供の健全な育成を支えるための施策を展開
- 4 **関係機関の連携強化**
関係機関の連携を強化し、ひとり親家庭の自立を総合的に支援
- 5 **母子生活支援施設の活用促進**
母子生活支援施設には、DVや虐待、若年母子など、様々な課題を持つ母子が入所しているため、入所世帯の個別のニーズに応じた支援を充実

4つの施策分野及び新たな取組等

4つの施策分野を柱にひとり親家庭への支援を推進

1 相談体制の整備

- 広報・普及啓発と相談窓口
 - ・ ひとり親家庭を対象とした支援施策を横断的に検索できるポータルサイトを作成
 - ・ 多摩地域に東京都ひとり親家庭支援センターの新たな相談拠点を設置
 - ・ 区市町村のひとり親相談窓口の開所時間延長等への支援
- ニーズに応じた相談支援
 - ・ 養育費・面会交流への支援
 - ・ 「ひとり親家庭生活向上事業」において、民間団体等を活用した出張・訪問等による相談支援や見守りなどを実施

2 就業支援

- ひとり親家庭の状況に合わせた個別的・継続的な就業支援
 - ・ 東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親のライフステージを踏まえたキャリアアップを支援

3 子育て支援・生活の場の整備

- 子育て支援体制
- ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進
- 住居の確保
- 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）
 - ・ 自治体との連携強化（ガイドラインの作成）
 - ・ 施設の多機能化を支援
 - ・ 広域入所の促進

4 経済的支援

- ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を支えるため、経済面から支援
 - ・ 養育費確保に向けた取組として、ひとり親家庭への養育費立替保証を行う区市町村を支援